(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
規格	規格
シードロット規格	シードロット規格
1~3 (略) 4 鶏 4.1 鶏 シードロット製剤の製造に使用するための鶏は、生ワクチン製造用材料 1.1 に準じた SPF 鶏群由来のものでなければならない。ただし、生ワクチン製造用材料の表1に掲げる病原体のうち、鶏貧血ウイルスについては、原液を含む製剤の製造の中間工程において迷入が否定される場合は、この限りではない。	に準じた SPF 鶏群由来のものでなければならない。
(略)	(既各)